

議 第 171 号

令和 5 年 9 月 4 日提出

熊本市自治基本条例の一部改正について

熊本市自治基本条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市自治基本条例の一部を改正する条例

熊本市自治基本条例（平成 21 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 2 項中「男女」を「地域社会を構成する多様な市民」に改める。

第 32 条第 1 項中「より、」の次に「防災、福祉、環境等の」を加え、同条第 2 項中「自覚し」を「自覚するとともに、多様な文化的背景を踏まえつつ」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項中「災害等の発生に備える」を「一人ひとりが災害等の発生に備え、物資等の備蓄や近隣の者との協力関係の構築に努める」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

（提出理由）

多様な市民の参画等の推進を明確化するとともに、防災等に関する規定を拡充するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。